

経営戦略計画

(令和2年度～6年度)

令和2年 3月

公益財団法人 名古屋市中小企業共済会

経営戦略計画（令和２年度～６年度）

目 次

1	はじめに	
(1)	沿革	1
(2)	これまでの取組み	1
2	経営戦略計画の策定	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画期間	2
3	経営の理念	2
4	事業概要	2
5	経営戦略	
(1)	現状と課題	2
ア	退職金共済事業	3
イ	福利厚生事業	6
(2)	経営（取組み）方針	8
(3)	経営（取組み）目標	
ア	退職金共済事業の年間掛金額の維持及び新規加入の促進	8
イ	福利厚生事業の加入人数の増及び加入満足度の向上	9
ウ	情報発信等による認知度の向上	10
エ	職員の業務能力の向上	12
6	進捗管理	12

公益財団法人 名古屋市中小企業共済会 経営戦略計画（令和２年度～６年度）

1 はじめに

（１）沿革

公益財団法人名古屋市中小企業共済会（以下「共済会」といいます。）は、名古屋市内の中小企業に働く従業員の退職後の生活安定のために必要な「退職金共済事業」を実施することを目的に、昭和５０年９月２９日に名古屋市の全額出捐により「財団法人名古屋市中小企業従業員退職金共済会」として設立され、国の承認を受けて所得税法施行令第７３条第１項に基づく特定退職金共済事業を開始しました。

また、市内の中小企業従業員の福利厚生の実施を図るための「福利厚生事業」を実施することを目的に、昭和４５年１１月２７日に名古屋市の全額出捐により「財団法人名古屋市中小企業福利協会」が設立されました。その後、「退職金共済事業」と「福利厚生事業」の総合的、効率的な運営を図るため、昭和５５年１１月１日に両団体を統合し、「財団法人名古屋市中小企業共済会」となりました。

さらに、平成２４年４月１日に愛知県知事の認定を受けて公益財団法人へ移行したことにより、名称を「公益財団法人名古屋市中小企業共済会」に変更し、現在に至っています。

（２）これまでの取組み

共済会は、より健全で安定した経営に努めるため、平成１５年度から３カ年、平成１８年度から５カ年の「経営改善計画」、また平成２３年度からは「名古屋市外郭団体経営検討委員会」の助言を踏まえた３カ年の「経営戦略計画」に改め、平成２３年度から現在に至るまで、３回の「経営戦略計画」を策定し、その計画に基づき着実な事業運営に努めてまいりました。

2 経営戦略計画の策定

（１）計画策定の趣旨

共済会が自主的・自律的・持続可能な団体として事業運営を行うために策定した先の計画（平成２９年度～３１年度）の計画期間が令和元年度に終了するため、引き続き安定した経営のもと、名古屋市内の中小企業に働く従業員の福祉の増進と企業の振興に寄与する共済会の事業を着実に実施していくために、新「経営戦略計画」を策定します。

また、共済会の事業は名古屋市の施策としての位置づけで実施している事業であり、その名古屋市のさまざまな計画が５カ年で計画されていること、併せて共済会の実施する事業は数年で大きく事業の内容が変化することが想定されにくいことから、新「経営戦略計画」の計画期間は５カ年としています。

(2) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5カ年

3 経営理念

名古屋市内に主たる事業所を有する中小企業者による退職金共済制度及び福利厚生制度を確立することで、中小企業者の雇用する従業員の福祉の増進と企業の振興に寄与します。

4 事業概要

共済会では、退職金共済事業（昭和50年12月から）と福利厚生事業（昭和46年2月から）の2つの事業を実施しています。

退職金共済事業は、名古屋市内の中小企業に働く従業員の将来の生活安定のために必要であるとして、福利厚生事業は、名古屋市内の中小企業に働く従業員の福利厚生の充実に図ることを目的として、それぞれ開始されたものです。

また、名古屋市が市内の中小企業の振興を総合的に推進するために制定した「名古屋市中企業振興基本条例」（平成25年4月1日施行）においても、「市は、中小企業の人材の確保及び育成、事業の承継並びに従業員の仕事と生活の調和を促進するため（中略）、必要な施策を講ずるものとする。」と定められており、共済会の両事業は、その趣旨の実現に必要な事業の一つとして実施しているものです。

5 経営戦略

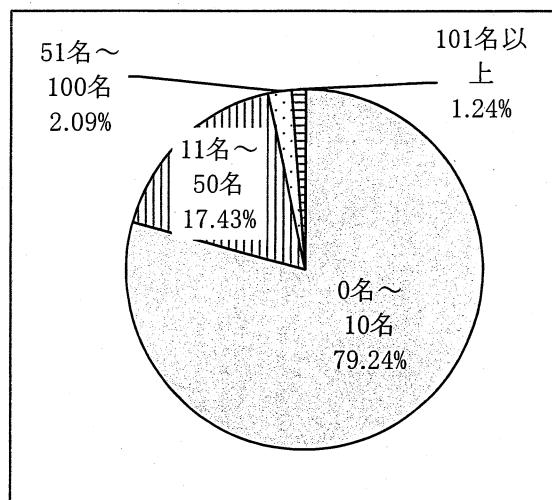
(1) 現状と課題

名古屋市が令和元年度に策定した「名古屋市総合計画2023」において、名古屋市の常住人口は令和5（2023）年頃には減少に転じると推計されています。さらに、労働市場においては少子化の進行により生産年齢人口が減少し、将来的に労働力不足の傾向が深刻化することが懸念されると記されています。

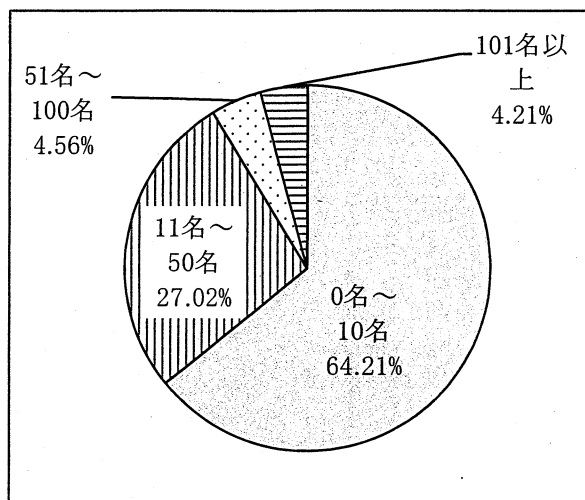
とりわけ、共済会に加入している契約者は両事業とも従業員が10人以下の法人等が多くを占めている状況（図－1・図－2）であり、既に、中小企業の多くが従業員の確保や定着に難渋しているとの声を多く聞く中で、これらのような中小零細企業が今後も従業員を確保していくためには従業員の確保・定着に効果がある共済会の両事業をより一層推進していく必要があるものと考えます。

しかし、後継者不足や経営者の高齢化等により、加入企業の事業の縮小、廃止等が一定程度続くと思われるとともに、運用金利も低迷しており、共済会を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

(図－１) 退職金共済の規模別分布



(図－２) 福利厚生規程の規模別分布



ア 退職金共済事業

共済会の退職金共済事業は、事業主が掛金を全額負担し、従業員の退職の際には共済会から従業員に直接退職金が支給されるもので、法人税法施行令第135条第1項第1号及び所得税法第64条第2項の規定により、事業主は掛金の全額を損金または必要経費に算入することができ、所得税法施行令第72条第3項第1号の規定により、従業員は退職時に所得控除の大きい退職所得で受け取ることができます。

また、毎月の掛金額の設定は、千円から三万円の範囲で百円単位で設定できることや、加入企業の掛金納付が一時的に困難な場合には積立を「中断」できるようにしているなど、中小零細企業が無理なく退職金共済事業を継続できるようにしていることが、共済会の特長です。

加えて、名古屋市の補助金等があることにより掛金は全て退職金の支払原資に積み立てることができるため、加入1年以上であれば掛金相当額以上の給付を行っております。

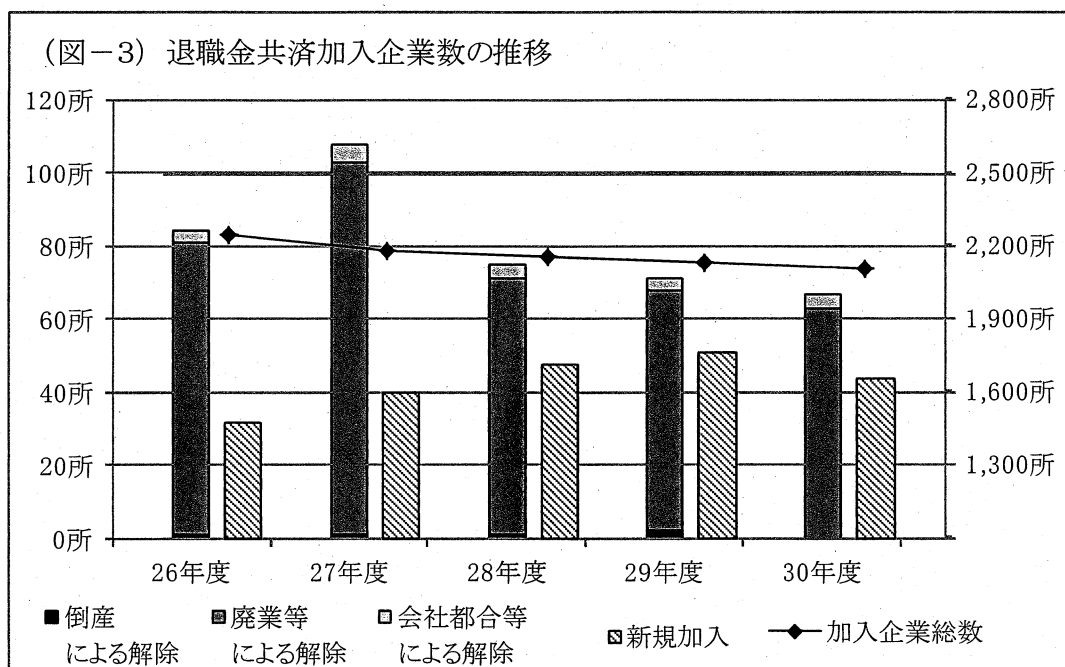
こういった共済会の退職金共済制度の特長に関し、令和元年10月に加入企業に対して実施したアンケート調査によると、加入していて利点と感じる内容について、回答者の53.2%が掛金が全額非課税になること、49.9%が計画的・確実に積み立てることができること、49.6%が市の制度のため安心できること、42.6%が管理が簡単であること、と回答をいただいたところです。

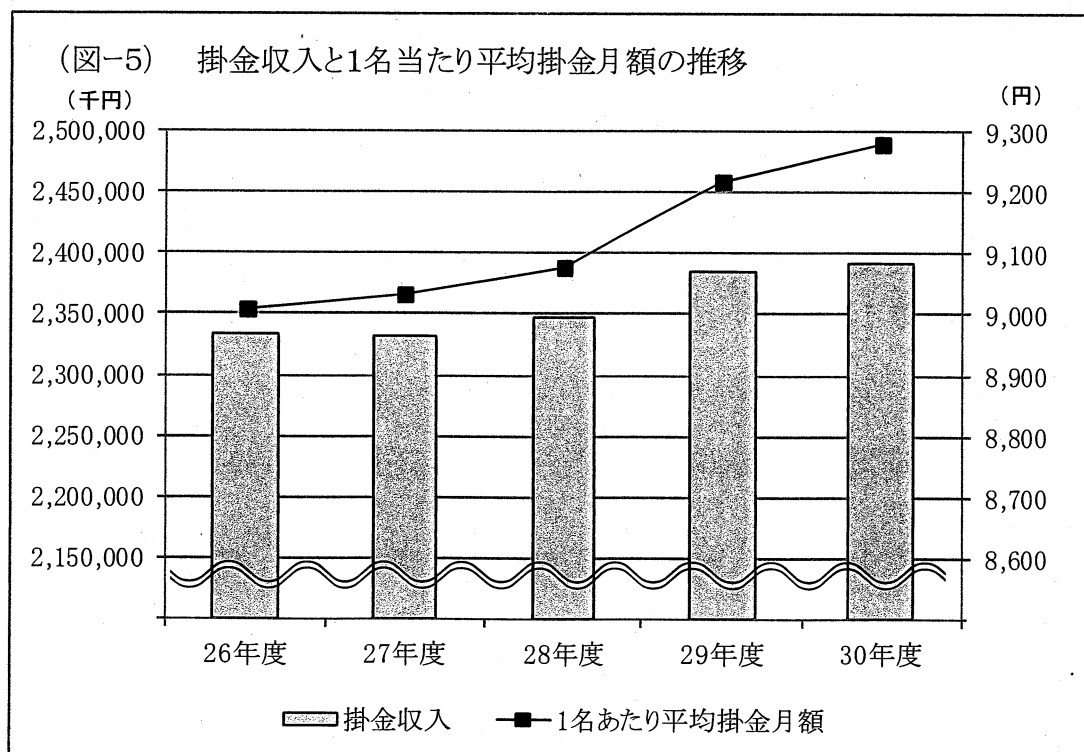
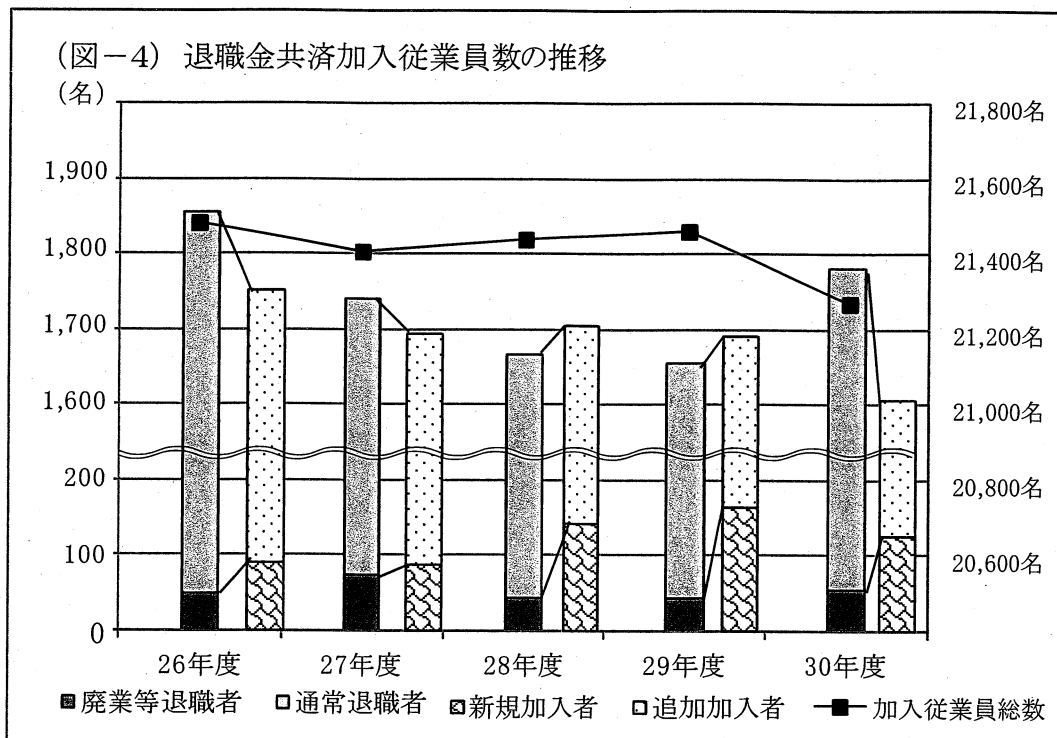
現在、退職金共済契約者である加入企業数も被共済者である加入従業員数も、新規加入企業数及び新規加入従業員数が一定数あるものの、ともに減少傾向にあります。加入従業員数が減少しているのは、既に加入いただいている企業における退職者に対する新規採用者の補充率が常に100%を下回っていることに加え、廃業あるいは倒産等による退職者もあるためです。また、廃業、倒産や、加入させる従業員がいなくなったこと等により毎年70社程度の解除企業数がありますが、新規加入企業数は、それらの数より少ないため、加入企業数も減少しています。(図－３・図－４)

今後も中小企業では人材確保が困難なことが予想されるのみならず、企業の効率化に伴う雇用体制の見直しや後継者不足等による廃業なども続くと考えられるため、加入企業数や加入従業員数の減少傾向は一定程度続くと思われます。

一方、加入従業員一人当たりの掛金月額は毎年度上昇しています。(図-5) また、加入従業員の平均勤続年数は、平成30年度末現在で、愛知県内の中小企業の従業員(従業員規模10人から99人)の平均(10年7月)と比較して4年ほど長く(14年5月)なっていることから、当会の事業は加入企業における人材の定着化に寄与していると考えられています。

また、未だ退職金制度のない中小零細企業への退職金制度の普及や、今後も退職金共済事業を将来にわたり安定的に継続していくためには、共済会の退職金共済事業が名古屋市の中小企業振興施策の一つであるとの位置づけのもと、必要な対応を市と協力して実施していく必要があります。





イ 福利厚生事業

共済会の福利厚生事業は、従業員1人につき月額800円の会費を納めるだけで9種類の慶弔金給付をはじめ生活資金や住宅資金の利子補給、人間ドックやインフルエンザ予防接種などの受診補助、バス旅行・食事券などのあっせん補助からテーマパーク・レジャー施設・コンサート・観劇・宿泊施設の割引あっせん補助、また永年勤続優良社員の市長表彰など多彩な福利厚生事業を受けることができます。また、事業主が負担した会費は全額損金または必要経費に算入できるなど、税制面においても有利な事業となっています。中でも、民間の制度にはない慶弔給付金までカバーしていることが共済会の大きな特長です。

また、共済会は厚生労働省所管の「(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター」の会員でもあるため全国で利用できるサービスも会員に提供しているとともに、愛知県内及び近県(岐阜県・三重県・静岡県)の中小企業勤労者福祉団体とも協働して広域的に利用できるサービスの提供を行っています。

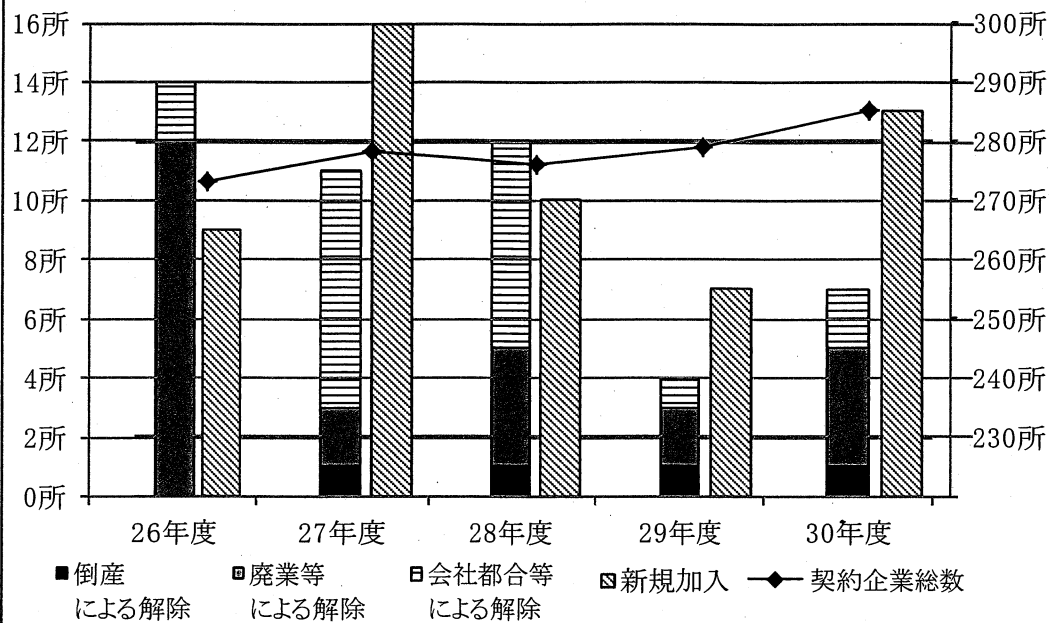
さらに、事業内容等についても会員等の意見を踏まえながら、適時見直すとともに、会員がチケット等を注文する方法についても、従来の電話やFAXだけではなくインターネット利用にも対応できるようにしています。

現在、福利厚生事業の契約企業数も会員数も、ともに増加傾向にあります。(図-6・図-7)これは、福利厚生制度を実施しているか否かが若い世代の就業先選択に大きく影響すると言われており、人手不足の社会情勢の中で、企業の福利厚生制度の導入意欲が強まっていることが要因の一つであると考えられます。共済会の福利厚生事業に最近加入した新規契約企業を産業分類別にみると、人手不足の顕著な「建設業・サービス業」の比率が多いことから、これらの業種ではいっそう従業員確保等に向け福利厚生事業を重視しているのではないかと考えられます。

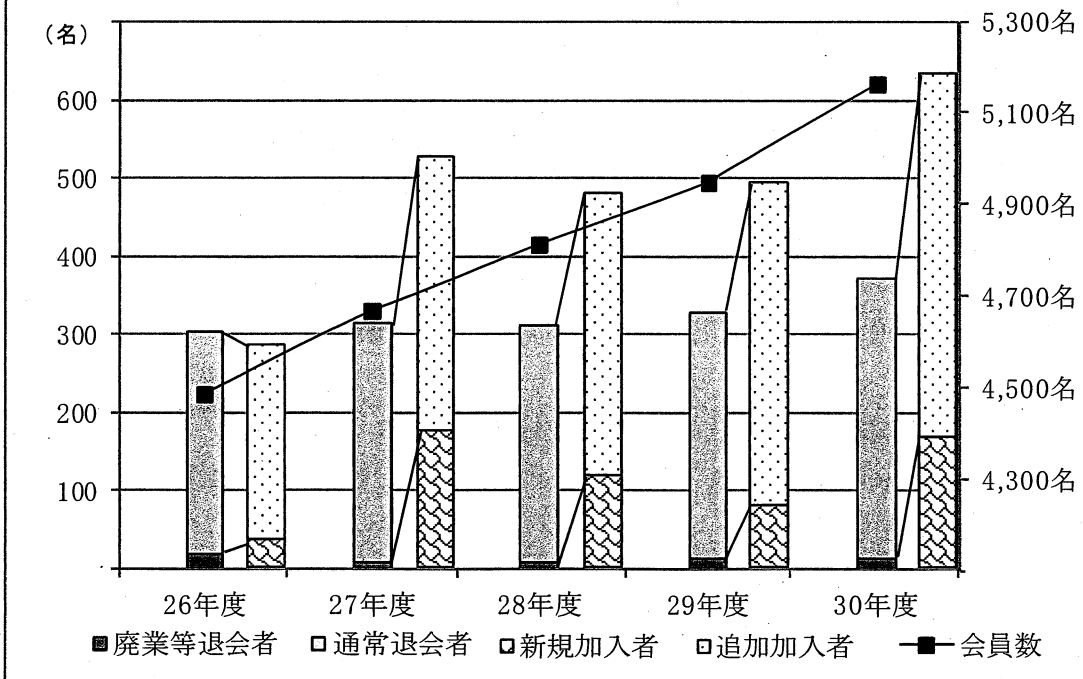
また、加入している会員の平均勤続年数は、平成30年度末現在で、愛知県内の中小企業の従業員(従業員規模10人から99人)の平均(10年7月)と比較しても勤続年数は4年ほど長く(14年10月)なっていることから、加入企業の人材の定着化に寄与していると考えています。

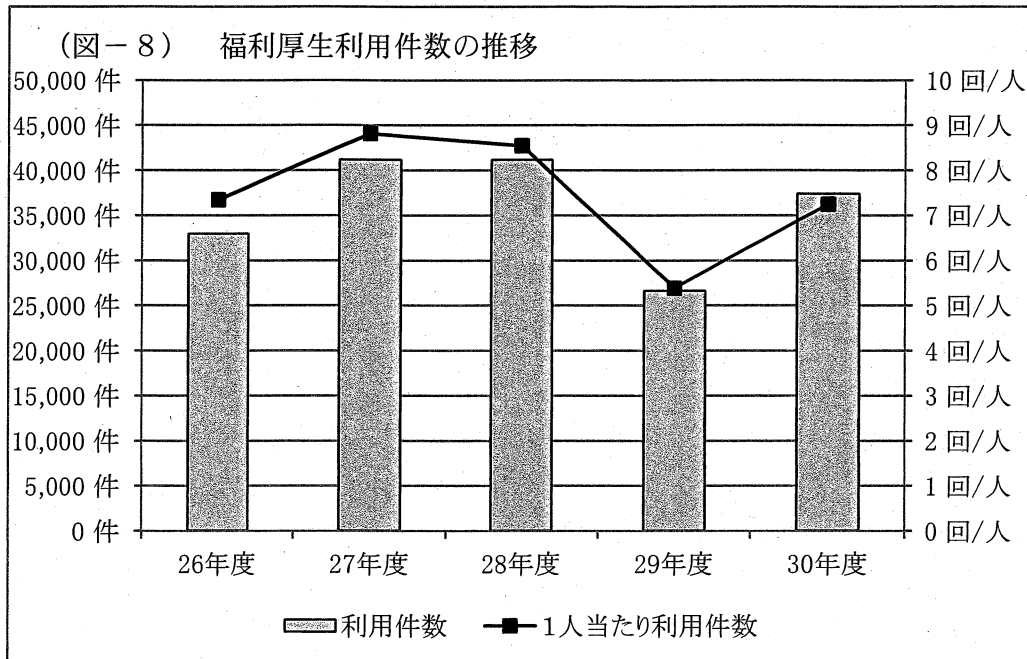
今後も契約企業数及び会員数の増加を図るためには、契約企業主が期待する従業員への効果に答えることが必要です。そのためには、各会員が福利厚生事業の内容に満足することが何より重要となるため、従来にも増して会員の意見を聞きながら事業内容を充実していくとともに(図-8)、利用しやすい環境づくりに努めていくことが求められていると考えます。

(図-6) 福利厚生契約企業数の推移



(図-7) 福利厚生加入会員数の推移





(2) 経営（取組み）方針

共済会の実施する「退職金共済事業」及び「福利厚生事業」を安定的に継続して実施していくことが、名古屋市の中小企業振興のための施策の一つである「従業員対策」として重要であるとの認識に立ち、加入者の確保等に努めるとともに、既加入者に対しそれぞれの事業の役割や効果について周知を図り、事業への加入効果を高めるよう努めます。

(3) 経営（取組み）目標

経営（取組み）方針に沿って、計画期間中に取り組む主な目標を次のように定めます。

ア 退職金共済事業の年間掛金額の維持及び新規加入の促進

既に参加している企業における従業員の補充人数は今後常に退職人数を下回ることが予想され、さらに倒産や廃業等による減少も一定数見込まれる中であっても、年間掛金額の維持を図ることで規模を維持し、経営の安定に努めます。

また、市内の中小企業のうち、未だ退職金制度を整備していない企業が相当数いると思われるため、引き続きダイレクトメールや加入促進員による勧誘活動を実施し、退職金制度を持っていない中小企業、特に零細企業へも制度の普及を図るため、新規企業の獲得に努めます。

＜成果指標＞

①退職金共済事業の年間掛金額の維持

年間掛金額の目標 毎年度 23億9,200万円以上

②退職金共済事業への新規加入の促進

新規加入社数の目標 5年間合計 200社以上

(参考) 退職金共済事業の年間掛金額等の推移

年 度	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(見込み)
年間掛金額	23億8,498万円	23億9,205万円	23億9,200万円
年度末被共済者数	21,474人	21,282人	21,206人
1人あたり掛金月額	9,218円/人	9,281円/人	9,532円/人

(参考) 退職金共済事業の解除社数の推移

年 度	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(見込み)
解除社数	71社	67社	72社

＜具体的な取組み＞

令和元年度に退職金の加入企業に対して実施したアンケート調査の結果では、共済会に加入したきっかけで最も多かった回答は「税理士・社会保険労務士などの紹介」(回答者の16.0%)であり、新規加入者の獲得を図るためには中小企業と関わりの深いこれらの団体との連携を強化していくことが重要と考えます。また、市内未加入中小企業にダイレクトメールを送付し、併せて加入促進員を活用した企業訪問による積極的な勧誘を行います。一方、年間掛金額を維持するため、既に参加している共済契約者に対して退職金の役割や従業員への効果等の様々な情報を提供し、退職金制度に対する理解が深まるように努めることで、既加入者の掛金増額を促します。

イ 福利厚生事業の加入人数の増及び加入満足度の向上

近年のワークライフバランスの推進や若い世代の就業先選択における価値観の変化などにより、福利厚生事業への関心が高まっているため、従来のダイレクトメールや加入促進員による勧誘活動に加え、人材確保に積極的な業種など対象を定めた勧誘活動にも努めます。また、定期的に会員の意見を聞きながら事業の見直しや利用環境の改善を図ることで、福利厚生事業の利用を促進し、会員の加入満足度の向上に努めます。

＜成果指標＞

①福利厚生事業への加入人数の増

加入人数の目標 令和6年度末 6,000人以上

②福利厚生事業の利用の促進

利用件数の目標 5年間合計 165,000件以上

③福利厚生事業の会員の加入満足度の向上

加入満足度の目標 令和6年度までに 90%以上

(参考) 福利厚生事業の加入人数の推移

年 度	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(見込み)
加入人数	4,948名	5,161名	5,305名

(参考) 福利厚生事業の利用件数の推移

年 度	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(見込み)
利用件数	26,649件	37,407件	37,463件

(参考) 福利厚生事業の会員の加入満足度 令和元年度アンケート調査結果 87.1%

〈具体的な取組み〉

退職金共済事業と同様、ダイレクトメール及び加入促進員による積極的な勧誘を行いながら、魅力ある事業の実施に努めることで、会員の満足度の向上だけでなく、新規加入の勧誘活動にあたっての訴求力の強化を図ります。そのために、定期的にアンケート調査を実施し会員のニーズを把握しながら事業を実施するとともに、コンビニの発券システムを利用したサービスを導入するなど、会員の利便性の向上も図りながら利用件数の増加に努めます。

ウ 情報発信等による認知度の向上

共済会の事業に新たに加入いただくためには、「名古屋市中小企業共済会」と「各事業」の認知度を向上させていくことが必要です。そのため、各種PR媒体による情報提供と広報活動を名古屋市始め各種団体と連携しながら継続して実施していきます(表-1)。

また、共済会のウェブサイト(ホームページ)を、加入促進や会員サービスの向上等を目的に開設しています。特に、福利厚生事業についてはウェブ環境が身近になったこともあり会員等に多く利用されていますので、今後も利用者の視点に立って利用されやすい環境づくりに努めます。

(表-1) 主な広報媒体(平成30年度)

区 分	媒 体
パンフレットの配布	区役所等
	指定金融機関(支店配布依頼)
	名古屋市主催セミナー等での配布
関係紙に PR記事掲載	名古屋市広報(勤労者がいどブック・産業施策ハンドブック・広報なごや「くらしのガイド」)
	名古屋商工協同組合会報「協会だより」
	(公財)名古屋産業振興公社会報「技術のひろば」
	尾張名古屋の職人展 案内チラシ
	愛知県社会保険労務士会「SR Bridge」
	経営活性化交流大会2019 当日配付資料
	中小企業振興センター作成パンフレットに共済会案内掲載
勧誘パンフレットの送付	市内中小企業者へのDM
	特定業種へのDM(訪問介護・デパート・私立保育園幼稚園・税理士・社労士・弁護士)
訪問勧誘等	加入促進員等による訪問
ウェブサイト	共済会ウェブサイトでの広報(資料請求フォームはH31年1月～)
メディア等	ラジオ出演(CBCラジオ・名古屋市だより)(ZIP-FM・HAPPY LIFE NAGOYA)
	名古屋市の中小企業振興施策説明会で制度説明
	尾張名古屋の職人展 出展者全体会議で制度説明

＜成果指標＞

①ウェブサイトのアクセス件数の増

アクセス件数の目標 令和6年度 25,000件以上

(参考) ウェブサイトのアクセス件数の推移

年 度	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(推計)
アクセス件数	17,247件	18,163件	19,863件

＜具体的な取組み＞

ウェブサイトの情報を常に最新の状態に保つとともに、アンケート調査の回答をウェブサイトで行えるようにするなど、利用者の視点に立ったサイト運営を実施し、情報発信力の向上に努めます。

エ 職員の業務能力の向上

職員の業務に対するモチベーションを高めるとともに、自ら考え自ら行動できるように O J T の実施や講習等への参加に努め、業務能力の向上及び現場力の強化を図ります。

また、事業の実施に必要な情報等の入手に努め、社会情勢等の変化に留意しながら、状況に応じた事業の運営に努めます。

〈具体的な取組み〉

職務に必要な知識の取得に努めるため、公益法人協会主催のセミナー等の講習等に積極的に参加し、職員一人一人の業務能力の向上に努めます。また、定期的に職員会議を開催することで、職場内の情報を共有し、業務の効率化と事業の円滑な実施に努めます。

6 進捗管理

経営（取組み）目標を着実に達成していくため、毎年度、その成果指標や個々の取り組みの達成状況を確認するとともに、外部環境に変化等があった場合には、適時、成果指標等の見直しについても議論し適切に対応するなど、マネジメントシステムの P（計画の策定）、D（計画の実行）、C（計画の点検・評価）、A（計画の見直し）のサイクルを念頭に、柔軟かつ適切な進捗管理を行っていきます。

また、名古屋市所管局と定期的に会議を開催して助言を受けるとともに、理事会等においても計画の進捗状況や達成状況を報告してまいります。